

厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十二条第六項の規定により読み替えられた同法附則第四十七条第一項の規定による企業年金基金を指定する件の一部を改正する件

○財務省告示第三百六号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十七条第四項の規定に基づき、同法附則第五十二条第六項の規定により読み替えられた同法附則第四十七条第一項の規定による企業年金基金を指定する件（平成十九年八月財務省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月一日

財務大臣 片山 さつき

第一号中「エヌ・ティ・ティ企業年金基金」を「N T T企業年金基金」に改め、第二号及び第三号中「東

京都千代田区大手町二丁目二番二号」を「東京都千代田区内神田二丁目六番二号」に改める。